

取締役会の決議事項と委任の範囲

【補充原則4－1①】

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

当社は、取締役会の意思決定の範囲として、法令ならびに定款にて定める事項のほか、重要な意思決定の項目として「取締役会規則」ならびに「取締役会付議基準」を設けて運用しております。

取締役会は、業務執行の機動性と柔軟性を高め、経営の活力を増大するため、法令、定款及び「取締役会規則」に記載する事項以外の業務執行の意思決定を取締役に委任しております。

(コーポレートガバナンスガイドライン第16条2項、3項)

《取締役への委任の範囲の概要》

業務執行に関する事項のうち、その目的や規模（当社総資産、利益に占める割合等）等を総合的に勘案のうえ、下記事項は取締役に委任する。

（業務執行に関する事項）

- ・ 基準金額未満の財産の処分、譲受け、設備投資
- ・ 基準金額未満の他社への出資、融資、債務の免除、保証
- ・ 基準金額未満の寄付
- ・ 基準金額未満の不動産開発投資